第11節 公共土木施設等・建築物応急対策計画

	活 動	の	ポ	1	ン	۲	関係機関
(1) 関係機 (2) 必要に (3) 災害発 2 所要人員、	記等及び公共 ↓ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	連絡及び/ 策又は立/	広報 入制限 吸告	及び危険的	箇所の把握	RE .	総農建開道土ま政和 務林築発路木ち策泉 課课住指河管づ室警 記書 課課課案の 課課課案の 署

市及び関係機関は、洪水、土砂災害などによる被害拡大の防止対策を講ずるとともに、必要に応じ、和泉警察署と連携を図り立入制限を実施する。また、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

第1 公共土木施設等

- 1 河川施設、ため池等農業用施設
 - (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、消防長は、直ちにその旨を府水防本部、鳳土木事務所、泉州農と緑の総合事務所、和泉警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
 - (2) 水防管理者は、氾濫する方向にある地域住民に対し避難のための立退を指示する。
 - (3) 水防管理者、ため池等管理者、消防長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。
- 2 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
 - (1) 市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、早期に被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
 - (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
 - (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
 - (4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、市は、関係機関の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。
- 3 その他公共土木施設
 - (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、早期に被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
 - (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
 - (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- 4 土砂災害危険箇所

市は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。

第2 公共建築物

市は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保 を図る。